

| | | |
|----|-----------------|-----------|
| 改正 | 昭和56年4月1日 | 昭和57年4月1日 |
| | 昭和58年4月1日 | 昭和60年4月1日 |
| | 昭和61年4月1日 | 昭和62年4月1日 |
| | 昭和63年4月1日 | 平成元年4月1日 |
| | 平成2年4月1日 | 平成3年4月1日 |
| | 平成4年4月1日 | 平成5年4月1日 |
| | 平成10年1月1日 | 平成13年4月1日 |
| | 平成15年4月1日 | 平成16年7月1日 |
| | 平成16年8月1日 | 平成18年4月1日 |
| | 平成18年10月1日 | 平成25年4月1日 |
| | 令和2年（2020年）4月1日 | |

（目的）

第1条 この要綱は、重度の脳性麻痺者に対して介護人を派遣し、生活圏の拡大を図るための援助を行わせ、もって重度脳性麻痺者の福祉の増進を図ることを目的とする。

（派遣対象者）

第2条 介護人の派遣対象者は、市内に居住する20歳以上の重度の脳性麻痺者で、その障害の程度が身体障害者手帳1級であり、単独で屋外活動をすることが困難なもの（以下「障害者」という。）とする。ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条に規定する障害福祉サービス（短期入所を除く）の支給決定、同法77条第1項第8号に規定する移動支援事業若しくは同項第9号に規定する地域活動支援センター事業の利用登録又は介護保険法（平成9年法律第123号）における訪問介護若しくは通所介護のサービスを受けている場合には、適用しないものとする。

（介護人）

第3条 介護人は、障害者の推薦によるものとし、その範囲を家族に限定する。なお、家族とは、親、子、兄弟姉妹、配偶者をいう。

（身分）

第4条 介護人は、民間篤志家で、市の職員としての身分を有しない。

（派遣対象者の決定）

第5条 介護人の派遣を受けようとする障害者は、八王子市重度脳性麻痺者介護事業介護人派遣資格認定登録申請書（別記様式第1号）に八王子市重度脳性麻痺者介護事業介護人推薦書（別記様式第2号）及び八王子市重度脳性麻痺者介護事業介護同意書（別記様式第3号）を添付して市長に対し、あらかじめ申請を行うものとする。

2 市長は、申請のあった障害者に対して、その資格を審査の上、八王子市重度脳性麻痺者介護事業介護人派遣対象者資格認定登録通知書（別記様式第4号）又は八王子市重度脳性麻痺者介護事業介護人派遣資格非該当通知書（別記様式第5号）を交付するものとする。

（介護人の決定及び介護依頼）

第6条 市長は、障害者から推薦された介護人に対し、八王子市重度脳性麻痺者介護事業介護人登録通知書兼介護依頼書（別記様式第6号）を交付し、介護を依頼するものとする。

（登録者名簿）

第7条 市長は、派遣資格認定登録通知をした障害者（以下「登録者」という。）及び介護人登録通知をした介護人をそれぞれ派遣資格認定登録及び介護人登録名簿（別記様式第7号）に記載し、常にその状況を把握しておくものとする。なお、この登録は、年度ごとにこれを更新するものとする。

（登録の変更・取消し）

第8条 登録者又は介護人が、氏名、住所又は連絡先その他必要な事項を変更するときは、八王子市重度脳性麻痺者介護事業介護人派遣資格認定登録変更届（別記様式第8号）又は八王子市重度脳性麻痺者介護事業介護人登録内容変更届（別記様式第9号）により、それぞれ市長に届け出るものとする。

2 登録者又は介護人が、その登録を取り消すときは、八王子市重度脳性麻痺者介護事業介護人派遣資格認定登録取消届（別記様式第10号）又は八王子市重度脳性麻痺者介護事業介護人登録同意取消届（別記様式第11号）により、それぞれ市長に届け出るものとする。

3 市長は、前2項の届出により、それぞれの登録を変更又は取り消すものとする。

(介護人の派遣)

第9条 市長は、登録者の状況を勘案して1か月につき12回までの回数で介護人の派遣回数を決定するものとする。なお、派遣回数1回は、1日を単位とする。

(介護の内容)

第10条 介護人の行う介護は、登録者の屋外への手引き、同行その他必要な用務とする。

(重度脳性麻痺者介護券の発行)

第11条 市長は、登録者に対し、八王子市重度脳性麻痺者介護事業介護券(別記様式第12号。以下「介護券」という。)を発行し、交付するものとする。なお、介護券の発行に際しては、重度脳性麻痺者介護券発行簿(別記様式第13号)を備えて整備しておくものとする。

2 介護券の交付を受けた登録者は、必要事項を記入し、介護を受けた確認の押印をして、当該介護人に介護券を給付するものとする。

(介護人に対する手当)

第12条 介護人は、登録者から給付された介護券を翌月の5日までに市長に提出し、手当を請求するものとする。

2 市長は、前項の介護券の提出があった場合は、内容を審査し、1回の派遣につき6,560円を支払うものとする。

(秘密の保持)

第13条 介護人は、その介護を行うに当たって、登録者の人権を尊重し、その身上に関する秘密を守らなければならない。

(関係機関との連絡)

第14条 市長は、この事業を実施するに当たって、民生委員、身体障害者相談員等の関係機関との連絡を密にするものとする。

附 則

この要綱は、昭和55年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和56年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和57年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和58年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和60年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和61年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成10年1月1日から適用する。

2 この要綱による改正前の要綱(以下「改正前の要綱」という。)第2(1)に規定する全身性障害者

に係る平成9年10月から同年12月までの月分の介護手当の精算手続が完了するまでの間は、改正前の要綱の当該規定は、なおその効力を有するものとする。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から適用する。ただし、第2派遣対象者のなお書の規定にかかわらず、平成15年3月31日現在において、本事業を利用していたもので、支援費制度に移行するサービス（ホームヘルプサービス・短期入所・生活寮及び施設入所を除く）を利用していたものが、平成15年4月1日以降も引き続きそのサービスを利用する場合は、市長がやむを得ないと認めるものに限り本事業を適用とする。

附 則

この要綱は、平成16年7月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年8月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から適用する。ただし、第2派遣対象者のただし書の規定にかかわらず、平成15年4月1日付要綱改正の附則により本事業を適用されている者については、市長がやむを得ないと認めるものに限り本事業を適用とする。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年（2020年）4月1日から適用する。